

# 指定更新申請について

## 1 指定更新申請に係る必要書類一覧表

書 類 名	備 考
1 指定更新申請書（第4号様式）	
2 誓約書（参考様式5）	
3 付表	訪問介護相当サービス ⇒ 付表1 通所介護相当サービス ⇒ 付表2
4 通所介護事業所（地域密着型通所介護）の指定通知書の写し 又は 訪問介護事業所の指定通知書の写し  ※要介護者向けサービスの指定を受けていない場合は、事業所所在地の第1号事業指定通知書を添付してください	所在自治体から交付される新たな指定更新通知書の写しを添付してください。  送付時に添付できない場合は、所在自治体から交付後に提出してください。

## 2 提出方法・書類提出期限

指定の効力が切れる月の15日（必着）までに、郵送にて提出してください。加算算定月の前月15日まで（15日が休日の場合は翌営業日まで）

（例）指定の有効期限が10月31日の場合、書類の提出期限は10月15日となります。  
15日が日曜日の場合、16日（月曜日）が締切となります。

## 3 更新審査手数料について

事業所宛に納付書をお送りします。

同封の案内をもとに指定金融機関にて納付書によりお支払いください。

（金額）

横浜市訪問介護相当サービス(A2) 10,000円

横浜市通所介護相当サービス(A6) 10,000円

## 4 指定更新を受けない場合

下記URLより、必要書類を確認し、廃止届をご提出ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/tetsuzuki/haishi.html>

## 5 指定の有効期間について

横浜市総合事業の指定有効期間は、通所介護（地域密着型通所介護）又は訪問介護（以下「通所介護等」）の指定有効期間と同一になります。

通所介護等と第1号事業の指定を受けている事業者で、更新申請後、指定の有効期間を通所介護等ではなく事業所所在地の第1号事業に合わせたい場合、あらかじめ担当までご相談ください。

通所介護等の指定を受けていない場合は、事業所所在地の第1号事業の指定有効期間と同じになります。

☆郵送用ラベル    こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 231-0005    横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局 介護事業指導課

総合事業担当 行

<総合事業更新申請書 在中>